平成２７年（フ）第１４６６号
名古屋市守山区森孝東１丁目946番地
債務者　大島　清志
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５６４号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字向江3360番地の９　千音寺荘Ｔ－７棟301号
債務者　高橋　君子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５４３号
熊本県上益城郡甲佐町大字大町120番地１　町営住宅立岩団地303号、前住所熊本県上益城郡甲佐町大字西寒野409番地　西寒野団地７号
債務者　吉居　春雄
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５４４号
熊本県上益城郡甲佐町大字大町120番地１　町営住宅立岩団地303号、前住所熊本県上益城郡甲佐町大字西寒野409番地　西寒野団地７号
債務者　吉居きみ子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５４５号
熊本県宇城市松橋町両仲間116番地１　両仲間団地74―２―４
債務者　岡　　剛治
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５４１号
名古屋市中村区本陣通５丁目５番地　ソレイユ本陣602号
債務者　加福　優子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３６８号
名古屋市東区大幸１丁目９番19号　グランドール大幸Ⅱ２Ａ号
債務者　住田知栄子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８６号
宮城県大崎市岩出山字浦小路39番地１　宮内アパート２号
債務者　佐藤　麗子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
岐阜県可児市清水ケ丘５丁目22番地
債務者　中尾　幸広
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第３２３号
沖縄県那覇市字与儀47番地　サンフラット603
債務者　桃原　　梓（旧姓泉川）
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１４０号
滋賀県彦根市西沼波町78（102号）、住民票上の住所滋賀県彦根市野瀬町190番地１（106号）
債務者　石原　礼子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第６１４号
兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地　Ｍ棟502号
債務者　嶋田　清美
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４１号
神戸市灘区福住通４丁目４番５号
債務者　中村　朋美（旧姓米谷）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９４号
神戸市東灘区鴨子ヶ原３丁目28番65号
債務者　石橋　康太
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８１５号
神戸市長田区大橋町３丁目２番４―509号
債務者　楯　堅大郎
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８１９号
神戸市須磨区高倉台３丁目７番54―304号
債務者　岡本由美子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部